

はじめに ～ユニバーサルデザインとは～

P3～

すべての人が利用または参加することを前提として、できるだけ多くの人々がまち、もの、サービス・情報をすべて使えるよう、また使いやすいようにはじめから考えて計画し、実施するとともに、その後もさらに良いものに変えていこうという考え方

第1章 基本的な考え方

P4～

1 改定の趣旨

- 本県では、平成17年3月に「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」を策定し、ユニバーサル社会の実現に向けて各種施策に取り組んできたところ
- 指針策定以降の様々な制度等や社会的環境の変化を踏まえるとともに、令和7年に本県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催を好機として捉え、社会全体で一層ユニバーサルデザインの推進を図るための指針として改定

2 位置づけ・性格

<位置づけ>

- 「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づく指針

<性格>

① 県における総合的な取組方針

➡ 事業を実施するにあたっての基本的な考え方や方向性などを示す

② 市町、県民、事業者、民間団体におけるガイドライン

➡ 県と連携してユニバーサルデザインを推進するためのもの

3 改定にかかる背景

(1) 制度や概念の変化

- 障害者権利条約の国連採択：障害の社会モデル、当事者参画、インクルーシブな社会づくりの提起
- 国内の制度等の変化：障害者基本法の改正、障害者差別解消法の制定、ユニバーサルデザイン2020行動計画の策定、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の施行等

(2) 社会的環境の変化

- 【少子高齢化の進展】
 - ・ 出生数が減少傾向となる一方、65歳以上人口は令和27年頃まで、増加予測
 - ・ ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、高齢者が安全で快適に暮らすことのできる環境づくりや、子育てしやすい環境づくりが必要
- 【障害者の社会参加の状況】
 - ・ 各種障害関係手帳所持者数および民間企業に雇用されている障害者数の増加
 - ・ 障害者の自立や社会参加が進み、ハード面の環境整備とあわせて、障害者に配慮した情報提供や理解の促進など、ソフト面の環境づくりを進めていくことが必要
- 【国際化の進展】
 - ・ 県内の外国人人口の増加および多国籍化の進展、外国人雇用者数の増加
 - ・ 多様な言葉や文化、風習、価値観などを理解し合い、相互に人権と個性を尊重しながら、活躍できる地域社会となっていくことが必要
- 【その他】
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、様々な生活上の困難を抱える人への理解促進が必要
 - ・ ICTの進展によって利便性が高まる中、最新のICTを活用しつつ、様々な利用者が迅速かつ的確に情報を得られる環境整備が必要
 - ・ LGBT等の性の多様性についての理解促進が必要

4 推進体制等

- 様々な当事者団体で構成する福祉のまちづくり推進会議において、ユニバーサルデザインに関する県の取組をはじめ参画団体の取組の報告や意見交換を行いながら、ユニバーサルデザインを推進
- 指針については、急速に変化する国際情勢や国内情勢、変化する課題、県民ニーズに対応するため、必要に応じて、5年程度で見直し

第2章 滋賀が進めるユニバーサルデザイン

P12～

1 基本目標

～だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくりをすすめるために～
誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現

2 基本方針

- だれもが取り組むユニバーサルデザイン
- だれもが暮らしやすいまちづくり
- だれもが使いやすいものづくり
- だれもが満足できるサービス・情報の提供





3 基本姿勢

- (1) 多様な人々の違いを認め合い、だれもがその人らしく活躍できる共生社会の実現を目指します。
- (2) 先駆的に取り組んできた先人たちの福祉実践や、障害者福祉施策を基礎に検証しながら、新しい社会課題に積極的に取り組みます。
- (3) 県、市町、県民、事業者、民間団体の連携と協働による取組を進めます。
- (4) 障害者権利条約で提起された考え方を根底に取組を進めます。
- (5) 「持続可能な開発目標(SDGs)」および「すまいる・あくしよん」の視点を生かした取組を進めます。



第3章 ユニバーサルデザイン推進にあたっての方向性

P15~

基本方針	現状と課題	目指す方向
<p>だれもが取り組むユニバーサルデザイン</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 指針策定から18年が経過したが、引き続きユニバーサルデザインに接する機会を増やすことが必要 ● 県民等との意見交換の機会を設けてより多くの方々の意見を反映させることが必要 ● すべての県民が様々な場でユニバーサルデザインを学ぶ機会を持つことが必要 ● 県職員が障害や国籍、性の多様性等に起因する差別解消に主体的に取り組めるよう研修等が必要 	<p>(1) 継続的な理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ユニバーサルデザインや障害の社会モデルの考え方の周知 ② 外見からわかりにくい障害等への理解促進 <p>(2) 当事者参画の仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の声が反映される機会の確保や参画する仕組みの活用 ② イベントや会議等のユニバーサルデザイン化 <p>(3) ひとつづくり、ともに学ぶ環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ユニバーサルデザインの考え方の学習環境づくり ② 授業のユニバーサルデザイン化の促進 ③ 障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶ環境づくり ④ 様々な事業者を対象にしたユニバーサルデザインの意識づくり ⑤ 地域や職場のリーダー、ボランティア活動に参加する民間団体の育成 ⑥ 県職員の人材育成
<p>まだれづくりが暮らしやすい</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新施設でのユニバーサルデザインは一定進んでいる一方、既存の施設では配慮されていないものもある ● 条例に定める整備基準さえ満たせばよいという意識が見受けられる ● すべての県民、来訪者が地域交通から広域交通まで様々な交通手段を組み合わせ、円滑に移動できる環境の形成が必要 ● 障害や加齢により身体能力が低下した場合等に対応した住宅に関する情報や、住宅相談窓口に関する情報を周知していくことが必要 	<p>(1) 利用しやすい施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「私たちのことを私たち抜きで決めないで」という障害者権利条約の理念に基づく施設整備の推進 ② 事業者などに対する意識啓発、職員等の接遇意識の向上 ③ ひと中心のまちづくりの実現 ④ より望ましい整備を目指す ⑤ 建物、公園等のユニバーサルデザイン化 ⑥ 観光地の受入環境整備 <p>(2) 移動しやすいまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 安全で快適に移動できる線的、面的基盤の整備 ② だれもが移動しやすい公共交通機関や道路等の整備 ③ だれもが円滑に移動できる交通ネットワーク形成 ④ 休憩場所や公衆トイレ、案内標識や案内表示の整備 ⑤ シームレスな交通体系の構築 <p>(3) 快適に過ごせる住まい</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「住まい」のユニバーサルデザイン化のための情報提供や啓発 ② 公共賃貸住宅のユニバーサルデザイン化
<p>も使だのいれづやもくすがいい</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサルデザインの製品開発に向けた理解促進が必要 ● ユニバーサルデザインの製品だけでなく、個々の利用者の状態などに対応する製品の制作が必要 ● 製品のユニバーサルデザイン化に対する認知度はまだまだ低く、需要の把握や供給も十分とはいえない 	<p>(1) 製品開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ① だれもが使いやすい「ものづくり」の開発と普及 ② 事業者に対する働きかけ ③ 福祉用具の普及開発と補装具の支給への支援 <p>(2) 製品の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ユニバーサルデザイン化された製品の情報提供 ② ユニバーサルデザイン化された製品の公共調達の推進
<p>サービスが満足できる</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 質の高い県民サービスを行う県庁の確立を目指し、引き続き県庁を挙げて率先行動に取り組むことが必要 ● 一人ひとりの状況に応じて、必要な情報をわかる形で提供することが必要 	<p>(1) 利用しやすいサービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 多様できめ細やかなサービスの提供 ② 行政、事業者等における積極的な情報公開、情報提供 ③ 文化芸術やスポーツ等に親しめる環境整備等 ④ イベントや会議等のユニバーサルデザイン化 <p>(2) わかりやすい情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 情報発信や申請手続き等におけるアクセシビリティの向上 ② わかりやすく、様々な媒体を活用した情報提供 ③ 公共空間の表示等におけるやさしいデザインの導入 ④ ICTを活用した情報発信などの様々な人が情報を得やすい環境整備 ⑤ 防災情報の提供、防災体制の整備

第4章 ユニバーサルデザイン推進にあたってのさまざまな主体の役割

P27~

<p>1 県の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」を基本に福祉のまちづくりに取り組む ● 各組織が連携、率先して取組を推進 ● 様々な普及活動、意見、情報交換の機会の確保 ● 調査、研究など情報収集 ● 県民への情報提供 ● 研修会の開催、意識啓発 ● 国に対する働きかけ
<p>2 市町に期待される役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国や県、事業者、民間団体などと連携 ● 主体的、積極的に様々な分野において指針を踏まえた施策を展開 ● まちづくりに関する基本計画の策定 ● 住民への啓発 ● 様々な学習の場における学ぶ機会の提供
<p>3 県民に期待される役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共生社会の意識を持つ ● 相手の立場に立って考えたり、相手の思いを聞いて考えたりする気持ちを育む ● 行政や事業者、民間団体などの取組に協力 ● 積極的な意見・提言、取組の評価 ● 施設、製品、サービスなどの点検 ● 身近なことから主体的に行動
<p>4 事業者に期待される役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサルデザイン推進に関する民間活動の中心的な役割 ● 多様な利用者のニーズを踏まえた施設整備や製品開発、サービスの提供 ● 事業所内や業界内における普及啓発、リーダー育成 ● 利用者の意見を反映させる仕組みづくり ● 利用者、他の事業者、民間団体、大学、行政などと交流、連携
<p>5 民間団体に期待される役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサルデザインの普及 ● 行政や事業者、他の民間団体などとの連携、ネットワーク化 ● 行政や事業者などに積極的に協力、提案 ● 自ら実践すること
<p>※ さまざまな主体ごとの取組例は参考資料に掲載</p>

1

2

3

4

淡海ユニバーサルデザイン行動指針 改定版

5

(本編)

6

1
2
3
4

淡海ユニバーサルデザイン行動指針(改定版)

はじめに ～ユニバーサルデザインとは～	3
1 ユニバーサルデザインとは	
2 バリアフリーとの違い	
第1章 基本的な考え方	4
1 指針改定の趣旨	
2 指針の位置づけ・性格	
3 指針の改定にかかる背景	
4 推進体制等	
第2章 滋賀が進めるユニバーサルデザイン	12
1 基本目標	
2 基本方針	
3 基本姿勢	
第3章 ユニバーサルデザイン推進にあたっての方向性	15
1 だれもが取り組むユニバーサルデザイン	
2 だれもが暮らしやすいまちづくり	
3 だれもが使いやすいものづくり	
4 だれもが満足できるサービス・情報の提供	
第4章 ユニバーサルデザイン推進にあたってのさまざまな主体の役割	27
1 県の役割	
2 市町に期待される役割	
3 県民に期待される役割	
4 事業者期待される役割	
5 民間団体に期待される役割	
滋賀が進めるユニバーサルデザインイメージ図	30

5

はじめに ～ユニバーサルデザインとは～

1 ユニバーサルデザインとは

だれもが“自分らしく”それぞれの「幸せ」を感じながら住みたくなる、住み続けたいと思えるまちづくりを進めるためには、年齢、性別、能力、言語など、多様な人々の違いを認め合い、一人ひとりが尊重され、その人らしく活躍できるとともに、互いに支え合い、だれ一人取り残さない社会であることが大切です。

ユニバーサルデザインとは、こうした社会を実現するために、すべての人が利用または参加することを前提として、できるだけ多くの人々がまち、もの、サービス・情報をすべて使えるよう、また使いやすいようにはじめから考えて計画し、実施するとともに、その後もさらに良いものに変えていこうという考え方です。こうした考え方を踏まえたまちづくりやものづくりを進め、情報、サービスを提供することが求められています。

すべての人が良いと思える状況を作ることは難しいかもしれませんが、そうした場合でも状況に応じた代替案を考えるというように、ユニバーサルデザインの考え方には、目標に向けてより多くの人々が参加し、より良いものにしていく取組の過程そのものや姿勢も重要なことと位置づけられています。

本県では、ユニバーサルデザインを県政推進の基本的な考え方の一つとして位置づけ、だれもが自分のこととして考え、みんなで取り組みます。

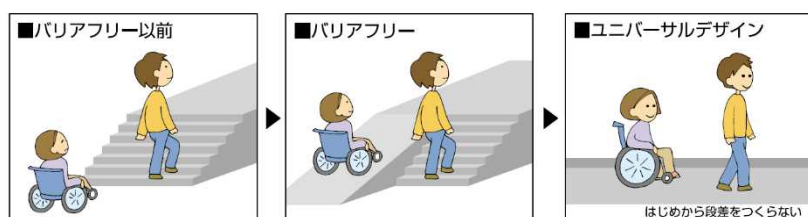
2 バリアフリーとの違い

「ユニバーサルデザイン」と比べられる考え方に「バリアフリー」があります。ユニバーサルデザインもバリアフリーも、だれもが快適で自由に行動できる社会を目指すという目標は共通しています。

バリアフリーは、主に高齢者や障害者の方々を対象として、日常生活や社会生活における様々な障壁(バリア)を取り除いていこうという考え方であり、段差解消のためのスロープやエレベーターの設置など、施設の改善をはじめとするいろいろな取組により、これまで行動しづらかった方々の社会参加のために一定の成果を上げています。障壁がある限り、この取組が重要であることに変わりはありません。

ユニバーサルデザインは、様々な人の特性や違いがあることを考慮し、はじめからすべての人が利用することや参加することを前提に計画・実施することにより、様々な障壁を作らないという考え方です。

ユニバーサルデザインの考え方の例



第1章 基本的な考え方

1 指針改定の趣旨

本県では、平成17年(2005年)3月に「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」を策定し、だれもが一人の人間として尊重され、安心して暮らせるユニバーサル社会の実現を目指し、各種施策に取り組んできました。

指針策定から18年が経過し、人口減少・少子高齢化の進展、外国人住民の増加や多国籍化など社会情勢が急速に変化してきています。

この間の、制度改正による「障害の社会モデル¹」の推進などの新たな概念や考え方を踏まえ、共生社会の実現に向けた指針に見直す必要があります。

また、令和7年(2025年)に本県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会や大阪・関西万博の開催を好機として捉え、社会全体に一層ユニバーサルデザインの推進を図るため、指針を改定することとしました。

2 指針の位置づけ・性格

<位置づけ>

「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」(平成6年(1994年))に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施するために、施策の方向やその他必要な事項に関する「指針」として策定します。

<性格>

「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」は、ユニバーサルデザインの考え方を様々な場面で浸透させ、みんなの参加と協働による一体となった取組を主体的に進めるためのものであり、次の2つの性格をもっています。

- ① 県においては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、事業を実施するにあたっての基本的な考え方や方向性などを示した総合的な取組方針
- ② 市町、県民、事業者、民間団体にあっては、現状や課題、それぞれに期待される役割などについて理解し、県と連携してユニバーサルデザインを推進するためのガイドライン

¹障害の社会モデル:障害のある人が日常生活または社会生活において受ける制限は、心身の機能障害のみによって生じるものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方。

3 指針の改定にかかる背景

滋賀県はこれまで平成6年(1994年)に「住みよい福祉のまちづくり条例」の制定、平成16年(2004年)に改正版となる「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」の制定、平成17年(2005年)に「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」の策定を行ってきました。しかし、指針策定から18年以上が経過し、下記のとおり社会情勢は大きく変化してきました。

(1) 制度や概念の変化

障害者政策における大きな転換点は平成18年(2006年)の「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」の国連採択です(日本は平成26年(2014年)に批准しています)。

「障害の社会モデル」や、「私たち抜きに私たちのことを決めないで(Nothing about us, without us)」のスローガンのもと、障害当事者の参画など障害の有無によって分け隔てられることのないインクルーシブな社会づくりが提起されました。

これを受けて日本では「障害者基本法」の改正(平成23年(2011年))、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の制定(平成25年(2013年))など、国際的な動向に合わせて障害の社会モデルを採用した障害者に関する法律の整備がされてきました。また、平成29年(2017年)に「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が策定され、国において心のバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりについての取組が推進されてきました。

本県においても、令和元年(2019年)に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が全面施行され、障害の社会モデルの考え方を踏まえ、合理的配慮の提供²を義務化することなどが規定されました。

なお、「障害者差別解消法」は令和3年(2021年)に改正され、合理的配慮の提供の義務化が令和6年(2024年)4月から民間事業者に拡大されましたが、滋賀県では当該条例において、事業者、個人における合理的配慮の義務化が先んじて実施されています。

そのほか、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」の施行(令和元年(2019年))や「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」の施行(令和4年(2022年))などがあり、また、公共交通施設や建築物等のバリアフリー化を推進する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」の改正(令和2年(2020年))では、新設する公立小中学校が整備基準の義務対象となり、改正後の法令への対応が必要となっています。

²合理的配慮の提供:障害のある人から、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担の重すぎない範囲で、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うこと。

【障害者権利条約】

● ユニバーサルデザイン(第2条抜粋)

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

● アクセシビリティ(第9条第1項抜粋)

締結国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。

3 (2) 社会的環境の変化

4 ① 少子高齢化の進展

5 滋賀県の人口は、令和2年(2020年)頃をピークに減少局面に入り、今後も減少し
6 ていくことが見込まれています。令和3年(2021年)の本県の合計特殊出生率は1.4
7 6で、全国1.30を上回っています³が、人口置換水準(現在の人口を長期的に維持す
8 るための水準)である、おおむね2.07を下回っており、出生数も減少傾向となってい
9 ます⁴。一方、65歳以上人口は令和27年(2045年)頃まで、一貫して増加すると予
10 測しています。

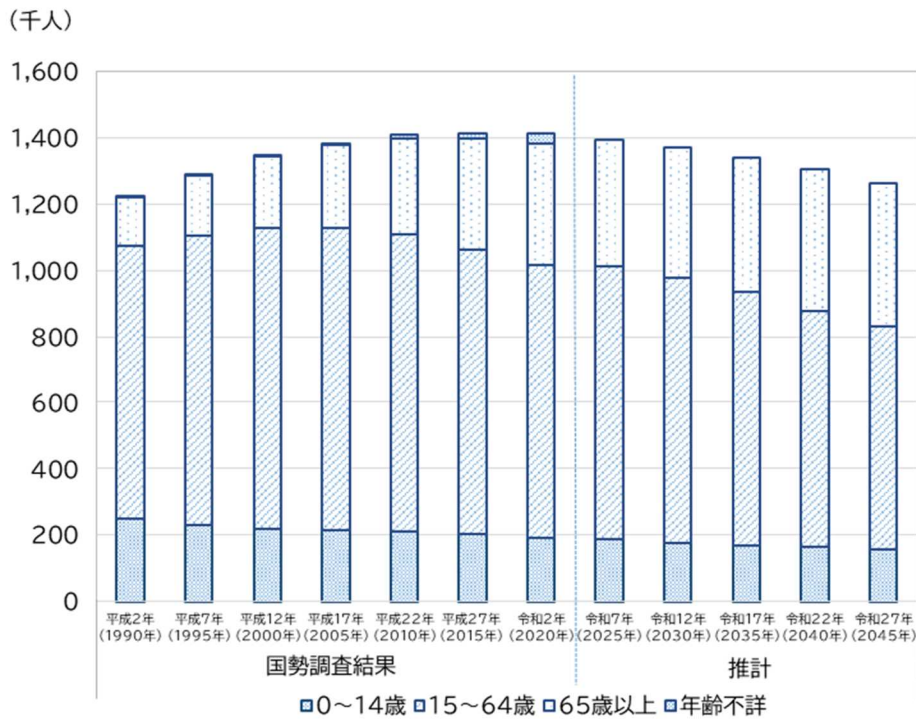
11 急速に少子高齢化が進む現在において、建物、製品、サービスや情報提供媒体等
12 にユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、身体機能の低下により制約が多くなる
13 高齢者が安全で快適に暮らしていくことができる環境づくりや、子どもを安心して生
14 み育てることができる子育てしやすい環境づくりが必要とされています。

³ 人口動態統計 厚生労働省 令和3年(2021年)

⁴ 国立社会保障・人口問題研究所 人口統計資料集(2020)

1

滋賀県の年齢(3区分)別人口の推移と将来推計⁵

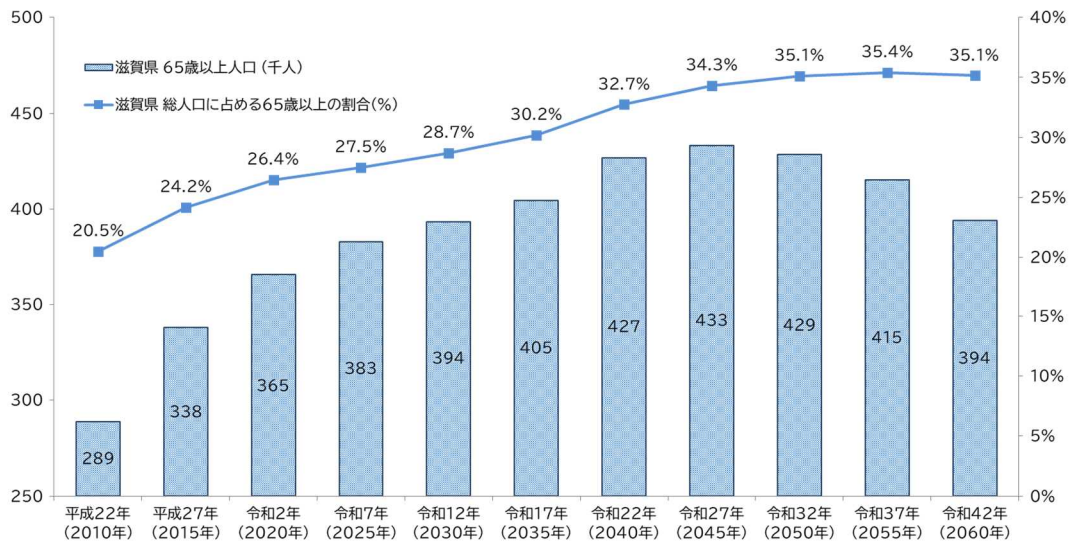


2

3

4

滋賀県の65歳以上人口および高齢化率の推移と将来推計⁶



5

6

7

8

⁵ 出典:国勢調査(総務省)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年(2018年)集計)」

⁶ 出典:平成22年(2010年)、平成27年(2015年)、および令和2年(2020年)は国勢調査(総務省)

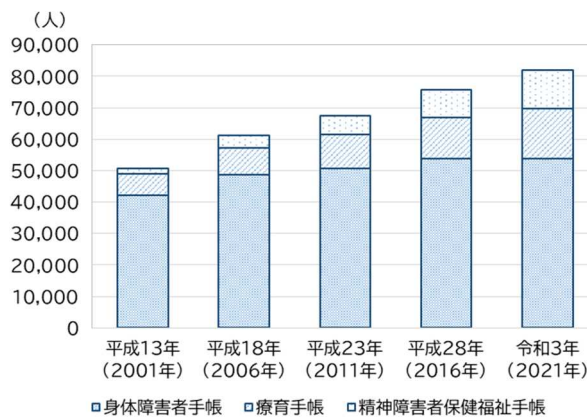
令和7年(2025年)以降の滋賀県推計は内閣府の推計値を基に滋賀県で推計値を算出

② 障害者の社会参加の状況

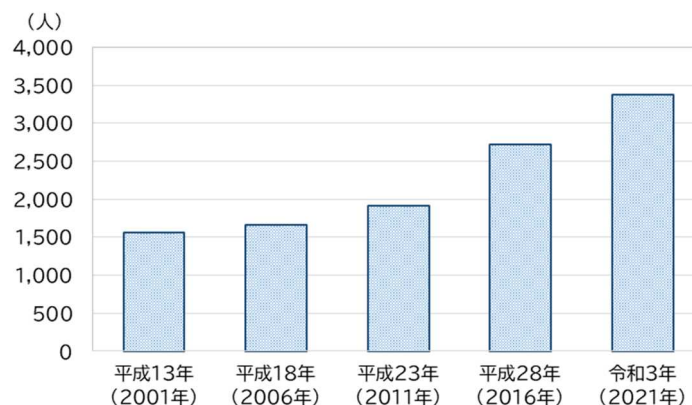
令和3年度末時点において、県内の身体障害者手帳所持者数は 53,802 人、療育手帳所持者数は 15,814 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 12,278 人となっています。

また、滋賀県内にある民間企業(43.5 人以上規模の企業 928 社:法定雇用率 2.3%)に雇用されている障害者の数は、令和 4 年(2022年)6 月 1 日時点において、3,620.5 人で、13 年連続で増えています。内訳は、身体障害者 1,839.0 人、知的障害者 1,135.0 人、精神障害者 646.5 人となっており、いずれも増加傾向となっています。障害者の自立や社会参加が進み、施設の整備などハード面の環境整備とあわせて、障害者に配慮した情報提供や理解の促進など、ソフト面においても、障害者が社会参加しやすい環境づくりを進めていくことが必要です。

滋賀県内各障害関係手帳所持者数⁷



滋賀県内一般の民間企業における障害者雇用状況の推移⁸



⁷ 出典:身体障害者手帳所持者数および療育手帳所持者数は各年度の福祉行政報告例、精神障害者保健福祉手帳所持者数は各年度の精神衛生報告例(各年3月末現在)

⁸ 滋賀労働局集計をもとに滋賀県作成(各年6月1日現在)

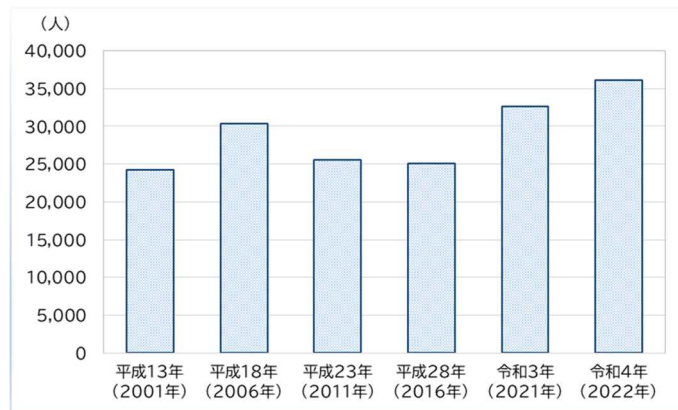
③ 国際化の進展

滋賀県の外国人人口は、平成 26 年(2014 年)以降、概ね増加傾向にあり、令和 4年(2022年)12 月末時点で 36,158人となっています。国籍別では、108 の国・地域となり、多国籍化が進展しています。⁹平成 26 年(2014 年)以降、東南アジア地域出身の技能実習生を中心に、外国人人口が増加し、国籍の構成も変化してきています。

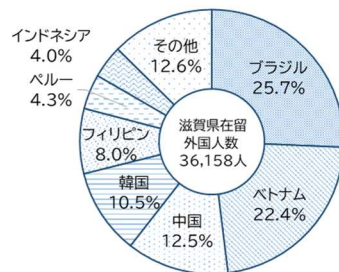
令和4年(2022年)10月末現在において、県内の外国人雇用者数は23,096人、外国人を雇用する事業所数は、2,576 事業所となり、いずれも過去最高を更新しています。¹⁰

今後、更なる多国籍化の進展や外国人住民の滞在の長期化・定住化が進むものと考えられており、滋賀県で暮らすすべての人が、国籍や民族などの違いにかかわらず、同じ地域で一緒に生活する一員として生活していくためには、多様な言葉や文化、風習、価値観などを理解し合い、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる地域社会となっていくことが望まれます。

滋賀県内の外国人人口の推移¹¹



滋賀県内外国人人口の割合¹²

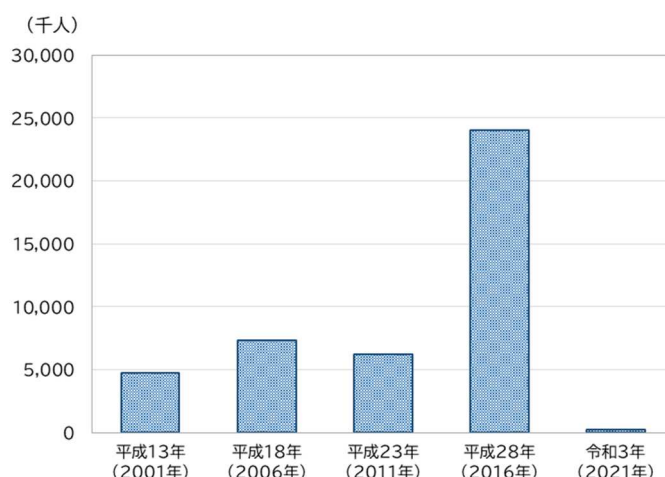


⁹ 出典:住民基本台帳に基づく外国人人口 滋賀県総合企画部国際課(令和4年(2022年)12月末現在)

¹⁰ 出典:厚生労働省滋賀労働局発表資料

¹¹ 出典:住民基本台帳に基づく外国人人口 滋賀県総合企画部国際課(各年12月末現在)

¹² 出典:住民基本台帳に基づく外国人人口 滋賀県総合企画部国際課(令和4年(2022年)12月末現在)

訪日外国人旅行者数の推移¹³

2

3 ④ その他

4 令和2年(2020年)からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界的なパンデ
5 ミックとなり、経済活動をはじめ、私たちの日々の暮らしや働き方、価値観に及ぶまで
6 大きな影響を与えました。また、様々な理由でマスク着用が難しい方に対する理解の
7 不足によって日常生活が送りづらくなるなど、生活上の困難を抱える人たちへの配慮
8 の欠如や理解不足等の課題が浮き彫りになりました。

9 また、ICT(情報通信技術)の普及は着実に進んでおり、本県におけるインターネット
10 ト利用率は8割を超えています¹⁴。近年は、だれでも情報を発信することができるソ
11 ーシャルメディアの利用が拡大しており、身近な情報伝達手段として浸透しつつあり
12 ます。そうしたICT¹⁵の進展によって利便性が高まる中、最新のICTを活用しつつ、
13 様々な利用者が迅速かつ的確に情報を得られる環境整備が求められます。

14 さらに、LGBT¹⁶等の性の多様性についての理解が求められるようになってきてい
15 ます。他方で、トイレなどの利用にあたっての環境整備の課題が指摘されています。

16 性別、年齢、病気・障害の有無、国籍などにかかわらず、だれもがその人らしく活躍
17 できる社会を実現するためには、そうした社会環境の変化を踏まえ、ユニバーサルデ
18 ザインの考え方を推進していくことが今後ますます重要になっていきます。

19

20

¹³ 出典：日本政府観光局(JNTO)「訪日外客統計」より作成

¹⁴ 出典：総務省「令和3年度通信利用動向調査」

¹⁵ Information and Communication Technology(情報通信技術)

¹⁶ LGBT：女性同性愛者(レズビアン)、男性同性愛者(ゲイ)、両性愛者(バイセクシュアル)、性同一性障害者など性別違和感を持つ人(トランスジェンダー)の頭文字を取った総称。

1 4 推進体制等

2 様々な当事者団体で構成する福祉のまちづくり推進会議において、ユニバーサル
3 デザインに関する県の取組をはじめ、参画団体の取組の報告や意見交換を行いなが
4 ら、ユニバーサルデザインを推進します。

5 なお、指針については、急速に変化する国際情勢や国内情勢、変化する課題、県
6 民ニーズに対応するため、必要に応じて、5年程度で見直しを行います。

第2章 滋賀が進めるユニバーサルデザイン

1 基本目標

～だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくりをすすめるために～
誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現

滋賀県では、ユニバーサルデザインを県政推進の前提となるような基本的な考え方の一つとして位置づけ、基本目標を定め、目標達成に向けた基本方針および基本姿勢を以下のとおりとします。

2 基本方針

- (1) だれもが取り組むユニバーサルデザインの推進
- (2) だれもが暮らしやすいまちづくりの推進
- (3) だれもが使いやすいものづくりの推進
- (4) だれもが満足できるサービス・情報の提供の推進

3 基本姿勢

- (1) 多様な人々の違いを認め合い、だれもがその人らしく活躍できる共生社会の実現を目指します。
- (2) 先駆的に取り組んできた先人たちの福祉実践や、障害者福祉施策を基礎に検証しながら、新しい社会課題に積極的に取り組みます。
- (3) 県、市町、県民、事業者、民間団体の連携と協働による取組を進めます。
- (4) 障害者権利条約で提起された考え方を根底に取組を進めます。
- (5) 「持続可能な開発目標(SDGs¹⁷)」および「すまいる・あくしょん¹⁸」の視点を生かした取組を進めます。

¹⁷SDGs:平成 27 年(2015 年)9月に国連で採択された、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標(Sustainable Development Goals: SDGs)を設定

¹⁸すまいる・あくしょん:令和 2 年(2020 年)に策定した、コロナ渦の子どもの声から生まれた、子どもの笑顔を増やすために、子どもから大人までだれもが取り組める行動や方法、条件などを示すもの。『子どもが自分自身のために行動できること』『子どもが必要としていることに対して大人が行動すること』という 2 つの視点から、7 つの行動指標(あくしょん)を策定

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25

● 「持続可能な開発目標(SDGs)」

本計画は、「SDGs」の17の目標のうち、以下に掲げる目標が主に関係しています。



● すまいる・あくしょん

本計画においては、以下の未来につながる7つの「あくしょん」の視点で推進します。



みんなで取り組むユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインの考え方の基本となるのは、様々な人の利用や、その使いやすさなどについて、「はじめから」考えて計画、実施することです。また、結果はもちろん大切ですが、それと同時に結果に至るまでの過程、その結果を維持、継続する過程、さらに良いものに改良していく過程での取組そのものも大切にしています。

「はじめから」の発想

ユニバーサルデザインは、事後対応ではなく、「はじめから」考えて、すべての人が生活、活動しやすい環境づくりを行うものです。

事業を実施するときに、「はじめから」すべての人を想定することにより、高齢者用、子ども用、障害者用など利用者限定するのではなく、様々な人が使いやすいものとするを可能とします。

また、将来にわたりどのように利用されるか想定して取り組むことにより、環境負荷を低減させることができ、将来にわたって持続可能な社会を次世代へと引き継いでいけることとなります。

「終わりなき」取組

ユニバーサルデザインは、はじめから、すべての人が利用可能なように計画、実施するという考え方ですが、そのためにはどのような方策が考えられるのか、それが困難な場合にはどのような代替の案が考えられるのかなど、目標に向けてより多くの人々が参画し、様々な意見を聴きながらより良いものにしていくという過程やその姿勢が重要です。

また、できあがってしまえばそれで終わりというものではありません。作り上げたものの機能を低下させないよう維持し、さらに改良できないか絶えず考えることが重要です。

第3章 ユニバーサルデザイン推進にあたっての方向性

1 だれもが取り組むユニバーサルデザイン

- (1) 継続的な理解促進
- (2) 当事者参画の仕組みづくり
- (3) ひとづくり、ともに学ぶ環境づくり

2 だれもが暮らしやすいまちづくり

- (1) 利用しやすい施設等
- (2) 移動しやすいまち
- (3) 快適に過ごせる住まい

3 だれもが使いやすいものづくり

- (1) 製品開発
- (2) 製品の利用促進

4 だれもが満足できるサービス・情報の提供

- (1) 利用しやすいサービスの提供
- (2) わかりやすい情報の提供

1 だれもが取り組むユニバーサルデザイン

2 住み慣れた地域で安心して生活を営むために何より大事なことは、一人ひとりが尊
3 重され、互いに相手の立場に立って考える心を持つことです。

4 そのためには、「すべての人のため」を目指すユニバーサルデザインの考え方が広
5 く理解されるとともに、ユニバーサルデザインの推進を中心になって担う人材育成を
6 進めることが大切です。

8 ○ これまでの主な取組

- (1) 県内の福祉団体、地域団体など約 120 の関係団体で構成する推進会議に
おける福祉のまちづくり研修会の実施
 - ▶ 参加者数：(H28)124 人、(H29)42 人、(H30)82 人
- (2) みんなで進めるユニバーサルデザイン探検隊事業の実施(R1 年度)
 - ▶ 施設等訪問：4 施設、事例集発行：1,000 部
- (3) 外見からわからなくても配慮を必要とすることを知らせるヘルプマーク
の普及啓発
 - ▶ 配布数 (H29) 1,978 個、(H30)3,186 個、(R1)3,195 個、(R2) 2,700 個
- (4) 滋賀県福祉用具センターにおける高齢者疑似体験、車いす体験の研修
 - ▶ 参加者数：(H18~R3) 10,296 人
- (5) 福祉学習の推進
 - ▶ 福祉学習の実施状況：
小学校 (H28) 77.8%→ (R2) 90.8%
中学校 (H28) 73.8%→ (R2) 90.3%
- (6) 事業者や地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮を提供するため
にかかる費用の助成事業を実施
 - ▶ 助成件数：(R1) 181 件、(R2) 8 件
- (7) 「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」に関する職員向け研修
の実施による障害者への理解促進
 - ▶ 研修参加者数：(R1)452 人、(R2)313 人、(R3)488 人

10 (1) 継続的な理解促進

11 ○ 現状と課題

- 指針の策定から 18 年が経過しましたが、ユニバーサルデザインの理解が十分
広がっているとは言えず、ユニバーサルデザインに接する機会を増やし、理解
を広めることが必要です。
- 平成 29 年度から導入しているヘルプマークについては、その配布により

認知が拡大しています。

- 小中学生をはじめ幅広い年代において福祉を学ぶための支援が必要です。
- 県職員が障害や国籍、性の多様性等に起因する差別解消に主体的に取り組めるよう、引き続き研修等の機会を通じて、周知が必要です。

1

2

○ 目指す方向

- ① 県民一人ひとりによる共生社会の実現に向けて、ユニバーサルデザインや障害の社会モデルの考え方を様々な方法により広く県民に周知し、理解を広めます。
- ② 外見からはわかりにくい障害など困難を抱えている人に対する理解促進を図ります。

3

4

5

(2) 当事者参画の仕組みづくり

6

○ 現状と課題

- ユニバーサルデザインの推進にあたっては、県民、事業者、民間団体の理解と主体的な活動が欠かせないことから、意見、情報の交換の機会を設けてより多くの方々の意見を反映させる必要があります。

7

8

○ 目指す方向

- ① 「Nothing about us without us (私たちのことを私たち抜きで決めないで)」という障害者権利条約の理念のもと、ユニバーサルデザインを進めるために、様々な場面で利用者の声が反映される機会の確保や、利用者が参画する仕組みを活用することにより、常に改良を続けていくという取組に努めます。
- ② イベントや会議等のユニバーサルデザイン化を図ることで当事者参画を推進します。

9

10

1 (3) ひとづくり、ともに学ぶ環境づくり

2 ○ 現状と課題

- すべての県民が、様々な場でユニバーサルデザインについて、学ぶ機会を持つことができ、またその機会を増やしていくことが必要です。
- 小中学生をはじめ幅広い年代において福祉を学ぶための支援が必要です。
- 県職員が障害や国籍、性の多様性等に起因する差別解消に主体的に取り組めるよう、引き続き研修等の機会を通じて、周知が必要です。

3 ○ 目指す方向

- ① ユニバーサルデザインの考え方について、子どものときから生涯を通じて、学校や地域、職場等で学習する環境づくりを進めます。
- ② すべての児童・生徒がわかりやすく学習できるよう、授業のユニバーサルデザイン化を促進します。
- ③ 障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶ環境づくりを進める中で学校におけるユニバーサルデザインの意識の醸成を図ります。
- ④ 施設の設置者、施設の整備に携わる事業者、製造事業者、交通事業者など様々な人を対象にユニバーサルデザインの意識づくりを広げます。
- ⑤ 地域や職場などでユニバーサルデザインを推進するリーダー、ボランティア活動に参加するNPOをはじめとする民間団体の育成に努めます。
- ⑥ 率先してユニバーサルデザインに基づく行動を実践できるよう県職員の人材育成を行います。

2 だれもが暮らしやすいまちづくり

生活を営むうえで、行動範囲が広がっていくことは、こころ豊かな生活につながっていきます。

あらゆる場面でだれもが自らの意思で自由に行動でき、快適に生活するためには、利用者の視点に立った生活環境の整備や、その機能を維持していくことが必要です。

○ これまでの主な取組

- (1) 公益的施設等¹⁹のバリアフリー化・ユニバーサルデザインに配慮した整備
 - ▶ 条例に基づく届出件数：4,749件（H7～R3）
（H29）198件、（H30）206件、（R1）164件、（R2）153件、（R3）155件
- (2) 車いす使用者等用駐車場利用証制度の推進
 - ▶ 車いす優先区画駐車場・思いやり区画駐車場設置状況
車いす優先区画：（H30）368 → （R1）827 → （R2）838 → （R3）1,075
思いやり区画用：（H30）391 → （R1）556 → （R2）577 → （R3）562
- (3) 歩行空間のユニバーサルデザイン化や歩道整備
 - ▶ 特定道路におけるバリアフリー化率：（H28）70.3%、（H29）73.4%、
（H30）75.8%、（R1）70.3%、（R2）72.9%、（R3）75.3%
- (4) 条例に基づく整備基準等を解説した施設整備マニュアルの作成（H17）、改定（R2）、一部改定（R4）
- (5) 交通信号機に視覚障害者用付加装置の機能を付加するなどの改良・高度化、歩車分離信号機の整備
 - ▶ 視覚障害者用付加装置の整備：（R3）6箇所更新
 - ▶ 歩車分離信号機への改良：（H30）1基
- (6) 鉄道駅におけるエレベーター・エスカレーター等の整備に対して、市町に補助を実施
 - ▶ 補助実績：（H28～R1）JR甲南駅、（R2～）JR石部駅、比良駅
 - ▶ 駅バリアフリー化率（乗客1日3千人以上）：（H28）80.0%、
（H29）88.9%、（H30）88.9%、（R1）88.9%、（R2）88.9%、（R3）90.5%
- (7) 市町における移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進
 - ▶ バリアフリー基本構想²⁰策定状況：策定済12市町、未策定7市町
- (8) 公営住宅の建替等における住戸内等のバリアフリー化の推進
 - ▶ バリアフリー化実施率：24.7%（H28）、25.1%（H29）、25.7%（H30）、
26.2%（R1）、26.7%（R2）

¹⁹ 公益的施設等：多数の者の利用に供する建築物、官公庁舎、道路、公園、駐車場および公共交通機関の施設

²⁰ バリアフリー基本構想：旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、市町村が作成する具体的な事業を位置づけた計画。

1 (1) 利用しやすい施設等

2 ○ 現状と課題

- 新施設でのユニバーサルデザインは一定進んでいる一方、既存の施設ではだれもが利用することに配慮されていないものもあります。
- 車いす利用者等用駐車場の適正利用と区画設置に向けての事業者への働きかけが必要です。
- 建物や公園、道路などを造る際、様々な利用者の視点が十分に取り入れられずに、設置者や設計者のみの思いで計画、整備された例が見受けられます。
- 「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に定められた整備基準は必要最低限のものであるにもかかわらず、施設の設置者には、それに沿った整備をすれば十分であるという意識が見受けられることがあります。
- 利用者のニーズに応えるためには、施設や設備の整備や維持管理などハード面での対応に加えて、運営の方法や利用案内などのソフト面での対応も重要という認識が必要です。
- 公共施設や公園、観光地等に加えて、ちょっとした休憩や交流ができる場所といった憩いの空間の整備も考えていく必要があります。
- 本県を何度も訪れたい観光地にしていくためには、すべての人にとってストレスなく過ごせる環境を整えていくため、更なる多言語案内、トイレの洋式化、Wi-Fi 整備、バリアフリー化などの受入環境整備を進める必要があります。

3 ○ 目指す方向

- ① 多くの人利用する施設の整備にあたっては、「Nothing about us without us(私たちのことを私たち抜きで決めないで)」という障害者権利条約の理念のもと、計画段階から利用者のニーズ把握や意見交換を行い、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、だれもがより利用しやすい施設となるよう推進します。
- ② 施設設置者や施設整備に携わる事業者などに対する意識啓発を行い、施設の機能を維持するとともに、職員等の接遇意識の向上に努めることで、さらに利用しやすい施設に改良していきます。
- ③ 「ひと中心のまちづくり」を目指し、安全、安心で安らぎのあるまちづくりの実現に向けて、また、みんなが憩える空間やそこに至る経路も含めたユニバーサルデザインの導入を進め、まち全体の連続的、一体的な施設整備などを行っていきます。
- ④ 「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に規定する整備基準への適合だけでなく、より望ましいとする整備を目指すための取組を行います。
- ⑤ 公共の交通機関や建物、公園等におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の取組を進めます。

⑥ だれもが安全・安心で快適に楽しめる観光地の受入環境整備に取り組みます。

1

2 (2) 移動しやすいまち

3 ○ 現状と課題

- すべての県民、来訪者が地域交通から広域交通まで様々な交通手段を組み合わせ、円滑に移動できる環境の形成が必要です。
- 旅客施設には、階段を利用しないと移動できない、車両も車いすの利用を考慮していないといった構造のものがあります。また、旅客施設からまちへ至る経路も段差があるなど整備が不十分な箇所があります。
- 特定道路について、引き続き、道路整備アクションプログラムに基づき、整備を進める必要があります。
- 駅のバリアフリー化を着実に進めていく必要があります。

4

5 ○ 目指す方向

- ① 「バリアフリー法」や「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」などに定める基準への適合を促進し、個々の施設整備にとどまらず、だれもが安全で快適に移動できる線的、面的基盤の整備を推進します。
- ② だれもが安心して移動しやすいまちづくりを進めるために、公共交通機関や道路等における必要な整備を推進します。
- ③ 国、県、市町等の道路管理者および交通事業者は一層連携して、だれもが円滑に移動できるような交通ネットワーク形成を図ります。
- ④ 様々な場面で利用者の声が反映される機会の確保や参画する仕組みづくりを検討し、だれもが気軽に外出できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた地域の公共交通、休憩できる場所、公衆トイレ、信号機等の整備を計画的に進めます。また、案内標識や案内表示についても、だれもが簡単に理解できる表示方法や色彩、設置場所などに配慮して整備するよう努めます。
- ⑤ すべての人にとってわかりやすく使いやすい交通の実現に向けた交通施設のユニバーサルデザイン化の促進により、だれもが便利に出発地から目的地まで様々な交通機関を円滑に組み合わせて利用できる、シームレスな(継ぎ目のない)交通体系を構築します。

6

7

8

1 (3) 快適に過ごせる住まい

2 ○ 現状と課題

- 障害や加齢により身体能力が低下した場合等に対応した住宅に関する情報や、住宅相談窓口に関する情報を十分周知していく必要があります。
- 滋賀県では全国平均に比べて高齢世帯の持ち家率が高い傾向にあります。しかし、多くの住宅は 建築時期が古く、バリアフリー化されていないなど高齢期に不安を感じる構造となっています。

3 ○ 目指す方向

- ① 「住まい」のユニバーサルデザイン化に関する情報を積極的に提供するとともに、住民に身近な相談窓口が有効に活用されるよう努めます。また、住宅のつくり手などには、ユニバーサルデザインについて啓発したり知識を広めます。
- ② 公共賃貸住宅のユニバーサルデザイン化を率先して推進します。

3 だれもが使いやすいものづくり

私たちの身の回りには、様々な「もの(=製品)」が存在しています。現在の社会では、ものを使用せずに日常生活を送ることはできません。しかし、普段何気なく使用しているものの中には、使い勝手が悪かったり、使い方が複雑であったりといった、利用者が不都合を感じるものも少なくありません。

今後も、利用者の視点に立った、だれもが使いやすいユニバーサルデザインの製品の開発や、その普及を進めていく必要があります。

○ これまでの主な取組

(1)学習会等で利用するためのユニバーサルデザイン製品の貸出

○ 貸出状況：(R2)1件 (R3)1件

(2)滋賀県福祉用具センターにおける福祉用具の改造・制作、貸出等

○ 福祉用具の改造・制作状況：(H18～R3) 982件

○ 福祉用具展示品の試用評価および貸出：(H20～R3) 6,382件

(1) 製品開発

○ 現状と課題

(ユニバーサルデザインの製品)

● ユニバーサルデザインの製品開発に向けた理解促進が必要です。

(福祉用具)

● ユニバーサルデザインの製品だけでなく、個々の利用者の状態や生活環境に対応する製品の制作等が必要です。

○ 目指す方向

(ユニバーサルデザインの製品)

① 利用者の意向を反映し、身体的な特性や障害に関わりなく、だれもが使いやすい「ものづくり」をめざす研究機関や事業者等の取組を促し、開発と普及に努めます。

② 事業者に対して、ユニバーサルデザインへの理解と製品開発につながるよう働きかけを行います。

(福祉用具)

③ 地域で暮らす身体障害のある人が、速やかに生活復帰や社会参加を果たし、豊かな生活が送れるよう、福祉用具の普及啓発を行うとともに、身体障害のある人の意思を尊重し、その人にあった補装具²¹の支給への支援をします。

²¹ 補装具：障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将

1 (2) 製品の利用促進

2 ○ 現状と課題

- 製品のユニバーサルデザイン化に対する認知度や理解度はまだまだ低く、需要の把握や供給も十分であるとはいえません。

4 ○ 目指す方向

- ① ユニバーサルデザイン化された製品についての情報を広く提供していきます。
- ② 県におけるユニバーサルデザイン化された製品の公共調達²²を推進することで、事業者による供給を促します。

来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具

²² 公共調達: 県や市町などが消耗品などの物品や通信機器を購入すること。

4 だれもが満足できるサービス・情報の提供

住み慣れた地域社会でいきいきと生活できるユニバーサルデザイン社会を実現させるためには、必要な情報がいつでも、どこでも、簡単に手に入るとともに、だれでもサービスを利用できることが大切です。

特に、日常生活に密着した行政情報については、だれにでもわかりやすい表現や方法により提供されることが望まれます。

○ これまでの主な取組

(1) 障害当事者による県内施設のバリアフリー調査を実施し、調査結果をとりまとめたホームページを開設(R2)

➤ 調査施設数：公共交通機関 122 駅、宿泊施設 70 施設

(2) 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員派遣

➤ 派遣回数：(H28)10,928 回、(H29)8,406 回、(H30)8,542 回、
(R1)8,810 回、(R2)6,290 回、(R3)7,540 回

(3) 点字版・音声版発行など、県広報のユニバーサルデザイン化

➤ 滋賀プラスワン※1回の発行部数。年6回発行

音声版広報誌発行部数：(R1)271 部、(R2)268 部、(R3)264 部

点字版広報誌発行部数：(R1)165 部、(R2)163 部、(R3)155 部

➤ 滋賀県議会だより※1回の発行部数。年5回発行

音声版発行部数：(R1)235 部、(R2)233 部、(R3)227 部

点字版発行部数：(R1)159 部、(R2)157 部、(R3)153 部

(1) 利用しやすいサービスの提供

○ 現状と課題

- 質の高い県民サービスを行う県庁の確立を目指し、引き続き県庁を挙げて率先行動に取り組むことが求められています。
- 民間においても、ユニバーサルデザインに対する理解を深め、すべての人の利用に配慮したサービス提供を行うことが求められています。
- 身近な地域の文化施設・スポーツ施設等においてだれもが一緒に参加するためのサービスの充実を図ることが必要です。

○ 目指す方向

- ① 利用者の特性や違いに対応したコミュニケーション手段を取り、また、他の部署や機関と連携しながら、多様できめ細かなサービスの提供に努めます。

- ② 行政、事業者側における積極的な情報公開、情報提供を進めます。
- ③ だれもが等しく文化芸術やスポーツ等に親しめるよう、環境の整備等に取り組めます。
- ④ イベントや会議等のユニバーサルデザイン化を図ることで当事者参画を推進します。

1
2

(2) わかりやすい情報の提供

3

○ 現状と課題

4

- 障害特性や言語に配慮した手段での提供がされないことにより、社会制度や行政に関する情報などの取得がしにくい状況があります。
- 高齢者や障害者、外国人など様々な利用者にとって、必要な情報をわかる形で提供することが必要です。

5

○ 目指す方向

6

- ① 情報保障の確保のため、情報発信や申請手続き等について、よりわかりやすく、だれもが利用できるよう、アクセシビリティ（利用しやすさ）を高めます。
- ② 利用者から求められている情報の把握に努め、ニーズに合った情報を、正確に、わかりやすく、様々な媒体を活用して提供するよう努めます。
- ③ 公共空間における表示等について、よりわかりやすく、だれにとってもやさしいデザインの導入を進めます。
- ④ ICTを活用した情報発信を進めるなど、様々な利用者が迅速かつ的確に情報を得られる環境整備を進めます。
- ⑤ 非常災害時に、高齢者や障害者、外国人など、だれもが的確に行動し、安全を確保できるように配慮した防災情報の提供、防災訓練の実施や参加の促進をはじめとした防災体制の整備に努めます。

7

第4章 ユニバーサルデザイン推進にあたってのさまざまな主体の役割

ユニバーサルデザイン社会を実現するためには、県民の日常生活をはじめ、経済活動や社会システムなどすべてにおいて、ユニバーサルデザインの考え方が浸透し、様々な営みに反映される必要があります。

この考え方は、結果だけでなく、目標に向かって多くの人に参加し、できる限り良いものにしていくとする過程や、その姿勢が重視されています。

また、障害当事者をはじめとした様々な人による評価を行い、だれもがより利用しやすいものを目指して、絶えず必要な改良を続けていくという継続性も大切です。

ユニバーサルデザインの取組を進めていくにあたっては、常にこれらのことを念頭に置き、県、市町、県民、事業者、民間団体などが自らの役割を認識したうえで、互いに連携、協働して、主体的、積極的に取り組み、県全体のこととして広げていくことが重要です。

1 県の役割

県は、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」を基本に福祉のまちづくりに取り組むほか、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、より広い施策について、各組織が連携し、率先して取組を進めます。

推進にあたっては、市町、県民、事業者、民間団体の理解と主体的な活動が欠かせないことから、様々な普及活動や取組を行うと同時に、意見、情報の交換の機会を設けてより多くの方々の意見を反映していきます。

また、調査、研究などにより情報収集を行うとともに、広報誌やホームページの活用、フォーラムの開催などを通じて、県民への情報提供に努めます。

さらに、学校教育をはじめとした様々な学習の場を通じて、ユニバーサルデザインの考え方を学ぶ機会を設けるとともに、研修会の開催などにより、様々な業種や職種の方を対象とした意識啓発に努めます。

国に対しては、様々な面からユニバーサルデザインの推進について働きかけます。

2 市町に期待される役割

市町は、住民の積極的な参画を得て、ユニバーサルデザインの考え方や、この指針の趣旨および内容を踏まえ、国や県、事業者、民間団体などと連携しながら、主体的、積極的にまちづくり、教育、交通などの様々な分野において施策を展開することが期待されます。

施策の推進にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を導入し、ユニバーサルデザインの推進に関する指針や、バリアフリー法に基づく基本構想をはじめ、まちづくりに関する基本計画を策定することなどが期待されます。

1 また、住民に様々な機会や手段を通じて啓発を図ることや、学校教育をはじめとし
2 た様々な学習の場において理解を深める場を設けることなど、だれもがユニバーサ
3 ルデザインについて知り、学ぶ機会を提供することが期待されます。

5 3 県民に期待される役割

6 ユニバーサルデザインの推進にあたって何より大切なことは、県民一人ひとりが、
7 年齢、性別、病気・障害の有無、国籍などにかかわらず、お互いの個性や違いを理解
8 し、認め合い、尊重する意識を持つことです。このため、常に相手の立場に立って考
9 えたり、相手の思いを聞いて考えたりすることが大切で、子どものときから、それぞれ
10 の家庭や地域において、そうした気持ちを育てることが必要です。

11 こうした心を持つことによって、高齢者や障害者等の行動の妨げとなることを行わ
12 ないことはもとより、困っている人がいたら助けるということが当然のこととして行わ
13 れるようになることが期待されます。

14 また、ユニバーサルデザインを効果的に推進するには、県民が理解を深め、行政や
15 事業者、民間団体などが行う取組に協力するとともに、その取組の問題点や改善点
16 について積極的に意見、提言を行い、取組を評価、支持することが重要です。

17 このため、県民一人ひとりが自ら、施設、製品、サービスなどの使いやすさを点検
18 することにより、暮らしの中にユニバーサルデザインの視点を取り入れ、身近なことか
19 ら主体的に行動していくことが期待されます。

21 4 事業者期待される役割

22 事業者は、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、多様な利用者のニーズを踏ま
23 えた施設整備や製品開発、サービスの提供などに積極的に取り組むことが期待され
24 ます。そのためには、事業所内や業界内において、ユニバーサルデザインの考え方の
25 普及啓発、リーダーの育成など、具体的な取組が望まれます。

26 事業実施にあたっては、企画立案の段階から、またできあがった後も、できるだけ
27 多くの利用者から意見を聴き、反映させるという仕組みづくりを進めることや、職場
28 環境の整備にあたっては、だれもが活躍でき、ともに働くための環境づくりに努めるこ
29 とが期待されます。

30 また、利用者、他の事業者、民間団体、大学、行政などと交流、連携して、ユニバー
31 サルデザイン推進に関する民間活動の中心的な役割を果たしていくことが期待され
32 ます。

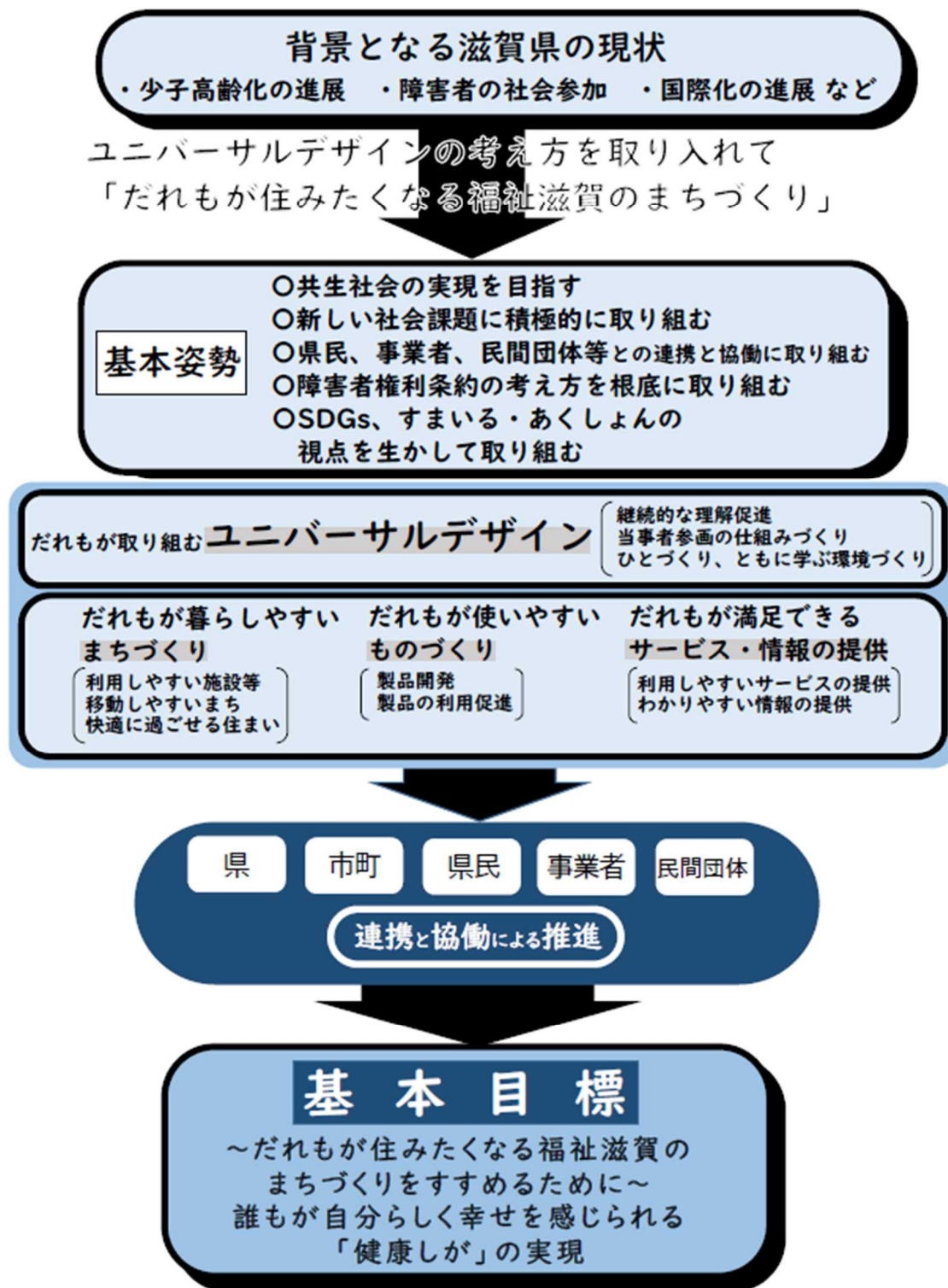
1 5 民間団体に期待される役割

2 様々な分野で市民が自発的に社会貢献活動などを行う NPO などの民間団体は、
3 県民のニーズが多様化、高度化する現在にあって、ユニバーサルデザイン社会を支
4 える重要な担い手です。民間団体には、ユニバーサルデザインの普及、行政や事業
5 者、他の民間団体などとの連携、ネットワーク化など、ユニバーサルデザインを推進す
6 るためのより積極的な活動が期待されます。

7 また、民間団体の立場から、行政や事業者などの取組に対して積極的に協力する
8 こと、より良い取組への提案を行うこと、また自ら実践することが期待されます。

9

滋賀が進めるユニバーサルデザインイメージ図



1

2

3

4

淡海ユニバーサルデザイン行動指針 改定版

5

(参考資料)

1
2
3
4
5

淡海ユニバーサルデザイン行動指針(改定版)参考資料

具体的な取組例

1 だれもが取り組むユニバーサルデザイン.....	3
2 だれもが暮らしやすいまちづくり.....	9
3 だれもが使いやすいものづくり.....	16
4 だれもが満足できるサービス・情報の提供.....	18

ユニバーサルデザインの2つの原則

1 ユニバーサルデザインの7原則.....	22
2 アクセシビリティとインクルージョンの基本原則.....	23

6
7
8
9
10
11
12
13

具体的な取組例

ここでは、実際にどんな取組をしていくか、いろいろな具体例を挙げてみます。これら以外にも多くの取組が考えられますが、様々な立場の人がともに携わり、常に改良を加えながら取組を続けることが大切です。

1 だれもが取り組むユニバーサルデザイン

(1) 継続的な理解促進

○ 目指す方向

- ① 県民一人ひとりによる共生社会の実現に向けて、ユニバーサルデザインや障害の社会モデルの考え方を様々な方法により広く県民に周知し、理解を広めます。
- ② 外見からはわかりにくい障害など困難を抱えている人に対する理解促進を図ります。

○ 県における具体的な取組例

- ユニバーサルデザインの理解促進のための情報発信、研修、事例収集、普及啓発
- 滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度の推進および適正利用の普及啓発
- バリアフリートイレ等の配慮が必要な人が利用するトイレの適正利用の普及啓発や様々な人の利用を考慮したトイレ設置の普及啓発
- じんけんミニフェスタ／人権ふれあい啓発におけるユニバーサルデザインに関する意識啓発
- ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発(イベントにおける啓発、講演会・研修会等における周知、市町の配布窓口の設置等)
- コミュニケーションボードや筆談ボードの購入、簡易スロープや手すりの設置等の民間事業者に対する合理的配慮の提供に係る費用助成
- 共生社会サポーターステッカーの配布・活用による、県内事業者における合理的配慮の提供の推進
- 県職員に対し、障害特性に応じた対応方法や合理的配慮の提供、障害当事者が参画される会議における留意点の具体例等の周知・啓発
- 認知症サポーター養成の推進や支援のための仕組みづくり(チームオレンジ¹)などによる認知症に関する理解促進を通して、認知症になってからでもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けていくための「認知症バリアフリー」を推進

¹ チームオレンジ 市町村がコーディネーター(地域支援推進員など)を配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と、認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みとして、地域ごとに整備される。

1 ○ 市町に期待される取組例

- ユニバーサルデザインについての情報発信、様々な媒体への情報提供、研修会等の開催、事例集の作成等による普及啓発
- 会議やイベント等の開催にあたって、様々な人の利用を想定した会場設営、一時保育の実施、手話や多言語通訳の配置、点字や多言語資料の準備といった運営や説明、またパネル展示等による普及啓発
- 地域や事業者、民間団体、学校等を対象とした出前講座の実施
- 「バリアフリー法」に基づく基本構想をはじめ、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりに関する基本計画の策定・継続改善
- 行政、事業者、民間団体、大学などが連携してユニバーサルデザインの考え方を推進するネットワークの構築
- 事業ごとに実施する PDCA の考え方を取り入れた施策評価や、あらかじめ定めた指標等による進行管理
- 公的施設の整備にあたって、様々な利用者の意見を聴くための仕組みづくり
- 庁内から地域住民まで、ユニバーサルデザインの考え方を浸透させるための、継続した啓発・普及活動

2

3 ○ 県民に期待される取組例

- ユニバーサルデザイン情報の収集、活用
- 家庭や地域、職場等において、ユニバーサルデザインをテーマにした話し合いの場づくりや、積極的な参加
- 相手の立場に立って考える気持ちを忘れず、高齢者や障害者等の行動の妨げとなる行為をしないこと
＜例＞歩道への自転車放置、点字ブロックの上に自転車や看板等を置く、車いす使用者駐車区画に車いす使用者でない人が駐車する など
- 自分の住むまちや、日常使用している製品等に関心を持ち、何が使いにくいのか、どうすれば使いやすくなるのかといった点検を行う等、生活の中にユニバーサルデザインの視点を取り入れること
- 行政や事業者などに対して、PDCA サイクルへの参画、問題点の指摘や改善に向けた提案、取組の評価や支持

4

5 ○ 事業者・民間団体に期待される取組例

- ユニバーサルデザインについて、従業員等への意識啓発と、自社製品やサービス等を通じた事業所内、業界内外への普及
- 会議やイベント等の開催にあたって、ユニバーサルデザインの考え方に基づく

運営や、ユニバーサルデザインに関する説明、パネル展示等による普及啓発

- 利用者が求める様々な配慮を行った施設や製品等の開発、情報提供
- 「PDCA サイクル」による事業評価の徹底
- 施設の整備や製品の開発などの場合に、計画段階から利用者の声が反映される仕組みづくり
- だれもが気軽にまち歩きを楽しむために利用できるユニバーサルデザインマップづくりなど、地域密着型のまちづくり活動
- 行政や事業者への利用者の声の伝達や、改善に向けての提案

(2) 当事者参画の仕組みづくり

○ 目指す方向

- ① 「Nothing about us without us(私たちのことを私たち抜きで決めないで)」という障害者権利条約の理念のもと、ユニバーサルデザインを進めるために、様々な場面で利用者の声が反映される機会の確保や、利用者が参画する仕組みを活用することにより、常に改良を続けていくという取組に努めます。
- ② イベントや会議等のユニバーサルデザイン化を図ることで当事者参画を推進します。

○ 県における具体的な取組例

- 様々な当事者団体で構成する福祉のまちづくり推進会議において、ユニバーサルデザインに関する意見交換の実施
- 障害者施策推進協議会等において、障害当事者の参画を進めることで、当事者視点からの意見を活用した政策決定の促進
- 会議において、多様な障害当事者の参画を促すため、点字・手話通訳や支援者の同席などユニバーサルデザイン化の推進

○ 市町に期待される取組例

- 当事者の意見を市の施策に広く取り入れ、ユニバーサルデザインの基本理念を市民に普及、啓発を行うため、専門的な見地から指導および助言するアドバイザーの設置

○ 県民に期待される取組例

- 施設整備にあたっての意見等の積極的な提案
- ユニバーサルデザインに関する意見や提案を求められる場への積極的な参加

1 ○ 事業者・民間団体に期待される取組例

- 多様な障害当事者が参画したワークショップの開催等により、障害当事者による評価と意見反映をしながら施設整備を実施
- 施設整備にあたって、基本設計段階から利用者の意見を聴くなど、だれもが利用しやすいよう配慮すること

2

3 (3) ひとつづくり、ともに学ぶ環境づくり

4 ○ 目指す方向

- ① ユニバーサルデザインの考え方について、子どものときから生涯を通じて、学校や地域、職場等での学習する環境づくりを進めます。
- ② すべての児童・生徒がわかりやすく学習できるよう、授業のユニバーサルデザイン化を促進します。
- ③ 障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶ環境づくりを進める中で学校におけるユニバーサルデザインの意識の醸成を図ります。
- ④ 施設の設置者、施設の整備に携わる事業者、製造事業者、交通事業者など様々な人を対象にユニバーサルデザインの意識づくりを広げます。
- ⑤ 地域や職場などでユニバーサルデザインを推進するリーダー、ボランティア活動に参加する NPO をはじめとする民間団体の育成に努めます。
- ⑥ 率先してユニバーサルデザインに基づく行動を実践できるよう県職員の人材育成を行います。

5

6 ○ 県における具体的な取組例

- 県庁および市町職員をはじめ企業、県民向け研修会の実施
- 小中学校や地域学習の機会等、またどのような人・場面でも福祉を学ぶことができる教材の活用促進
- 小学生を対象にした障害理解のための学習用資材を作成・配布
- 知的障害・発達障害など外見からわかりにくい障害特性についての疑似体験学習や当事者とのコミュニケーションなど気づきの機会を広めることで、人々の多様性の理解を促進
- 県庁各所属に設置するユニバーサルデザイン推進員による職員への啓発やユニバーサルデザインの視点を反映した事業の実施
- 「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」に基づく、出前講座や県職員に対する研修の実施
- 災害発生時に外国人県民等を支援する災害時外国人サポーター(ボランティア)の養成

- 地域アドボケーター(滋賀県地域相談支援員)の各地域への配置による障害者差別解消相談員との連携
- だれもが参加し楽しめる文化芸術プログラムの開催

1

2

○ 市町に期待される取組例

- 学校における、総合的な学習の時間などを活用した、ユニバーサルデザインの考え方やボランティア体験などの学習機会の確保
- 行政職員や教職員等が率先してユニバーサルデザインを学習したり、取り入れたりできるような場づくり
- 住民等への様々な形でのユニバーサルデザインに関する学習機会の提供
- 利用者をはじめ、様々な事業者、民間団体を対象としたユニバーサルデザイン説明会等の開催
- 交通機関や施設等で、身体障害者補助犬やその利用者が円滑に利用できるよう、各種広報媒体を通じた啓発の実施
- ボランティアセンターにおけるリーダー養成、ボランティア活動に関する情報提供の実施
- 高齢者、障害者等も自らボランティア活動を行い、多様な社会参加を促すためのボランティア活動促進支援
- 民間団体等が実施するユニバーサルデザイン普及啓発活動への支援
- 庁内での意識醸成とともに、地域住民の理解促進を図り、災害時における避難行動要支援者支援対策を促進するため、出前講座等を活用した継続的な啓発

3

4

○ 県民に期待される取組例

- 子どものときからお互いの違いを認め合い、相手の立場になって考えられる心の育成
- ユニバーサルデザインの学習や推進リーダー育成などを目的とした研修会等の機会への積極的な参加
- 地域や職場等での、ボランティア活動やNPO等を通じたユニバーサルデザイン運動への参画

5

○ 事業者・民間団体に期待される取組例

- ユニバーサルデザイン化された施設見学を行うユニバーサルデザイン学習の受け入れ
- 高齢者、障害者等の施設やサービス利用者の利便性や快適性などを高めるため、まちづくりへの理解と介助サービスや身体障害者補助犬への理解、さらにはユニバーサルデザインの考え方などについて事業所内教育による学習機会の提供やリーダー育成

- 行政等が実施するまちづくり関係の研修会などに積極的に参加するなど、知識と技術の向上に自ら努めること
- ボランティア体験や、高齢者、障害者、外国人等との交流学习への協力
- 地域や職場等で、NPO やボランティア活動等を通じたユニバーサルデザイン運動の自主的な展開

1



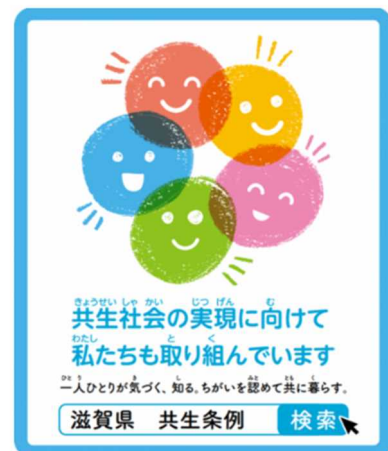
画像1 福祉のまちづくり推進会議



画像2 ヘルプマーク



画像3 福祉読本 ともに生きる



画像4 共生社会サポーターステッカー

2 だれもが暮らしやすいまちづくり

(1) 利用しやすい施設等

○ 目指す方向

- ① 多くの人々が利用する施設の整備にあたっては、「Nothing about us without us(私たちのことを私たち抜きで決めないで)」という障害者権利条約の理念のもと、計画段階から利用者のニーズ把握や意見交換を行い、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、だれもがより利用しやすい施設となるよう推進します。
- ② 施設設置者や施設整備に携わる事業者などに対する意識啓発を行い、施設の機能を維持するとともに、職員等の接遇意識の向上に努めることで、さらに利用しやすい施設に改良していきます。
- ③ 「ひと中心のまちづくり」を目指し、安全、安心で安らぎのあるまちづくりの実現に向けて、また、みんなが憩える空間やそこに至る経路も含めたユニバーサルデザインの導入を進め、まち全体の連続的、一体的な施設整備などを行っていきます。
- ④ 「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に規定する整備基準への適合だけでなく、より望ましいとする整備を目指すための取組を行います。
- ⑤ 公共の交通機関や建物、公園等におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の取組を進めます。
- ⑥ だれもが安全・安心で快適に楽しめる観光地の受入環境整備に取り組みます。

○ 県における具体的な取組例

- 市町によるバリアフリー法に基づく、「バリアフリー基本構想」や「移動等円滑化促進方針(バリアフリーマスタープラン)」の策定を支援
- 国の建築設計標準等を参考に「望ましい基準」をわかりやすく掲載した「施設整備マニュアル」の活用を促進
- 不特定かつ多数の人が日常的に利用する公共的施設の整備に関して、「福祉のまちづくり条例」に定める整備基準への適合を推進し、人にやさしい福祉のまちづくりの考え方を普及
- 県庁舎におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の進捗調査
- 車いす使用者等用駐車場利用証制度に基づく対象区画設置および駐車場登録の協力依頼
- 庁舎等については、滋賀県公共施設等マネジメント基本方針に基づき、整備する必要性の高い施設においてエレベーターやバリアフリースイレを設置
- 県立学校については、トイレの洋式化を進めるとともに、バリアフリー法に基づく

き、バリアフリートイレやエレベーター、スロープ等を設置

- わたSHIGA輝く国スポ・障スポの市町の競技会場施設におけるバリアフリー化への財政支援
- 県立施設における当事者参画の実効性を確保するPFIによる建築設計
- 県立施設におけるカームダウン/クールダウンルームの設置検討および市町・事業者等に対する普及啓発
- 県営都市公園において、駐車場、園路およびトイレのユニバーサルデザイン化を推進
- インバウンドに対応した、ウェブサイトの多言語化や地域の実情に応じた多言語案内、デジタルサイネージの整備、施設での多言語解説の整備などの促進
- 食品アレルギー等健康関連の表示や屋外における受動喫煙防止対策への取組、バリアフリー化など、だれもが安全、安心して快適に楽しめるユニバーサルツーリズムに向けた環境整備等の推進

1

2

○ 市町に期待される取組例

- 公共施設やまち全体の整備に関して、行政間や事業者などとの連携を図ると同時に、住民の参画や意見交換を行う仕組みづくり
- 施設の設置者や整備に携わる事業者に対するユニバーサルデザインに関する意識啓発や知識向上の支援
- 「施設整備マニュアル」の望ましい整備基準等に関する各種相談に応じる体制整備
- 既存施設について、スロープや手すりの設置、車いす使用者やオストメイト、乳幼児連れの人などだれもが利用できるトイレ、エレベーターやエスカレーター等の整備など、ユニバーサルデザインの考え方に基づく計画的な整備
- 民間施設のユニバーサルデザイン化に対する支援
- ユニバーサルデザインの考え方による優れた施設の表彰
- 公共的施設の建築設計面でのユニバーサルデザイン普及に向けた設計マニュアルの作成およびその啓発
- 「淡海ユニバーサルデザイン点検プログラム」を活用した、利用者の視点による継続的な施設チェック、および事業者、民間団体に対する同プログラムによる施設チェックの普及啓発、導入促進
- ユニバーサルデザインの考え方の導入による公園、観光地等の整備および情報発信
- だれもが安心して、快適に休憩したり交流したりできるような空間の整備
- 多様な児童生徒が過ごし、また災害時の避難所としての機能を持つ公立小中学校等のバリアフリー化の推進

3

1

○ 県民に期待される取組例

- 施設整備にあたっての意見等の積極的な提案
- 県、市町の公共事業などのまちづくり関係施策に協力するよう努めること
- 公共の空間について、管理運営への主体的、積極的な参加

2

3

○ 事業者・民間団体に期待される取組例

- 施設整備にあたって、基本設計段階から利用者の意見を聴くなど、だれもが利用しやすいよう配慮すること
- 施設整備にあたっての意見や提案等を求められる場への積極的な参加
- 施設設置者に対し、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」やユニバーサルデザインの趣旨についても説明し、理解や協力を得るよう努めること
- 「身体障害者補助犬法」の趣旨を理解するための事業所内、業界内での普及啓発および利用者への周知
- 「淡海ユニバーサル点検プログラム」を活用した継続的な施設チェックおよび同点検プログラムによる施設チェックの普及啓発
- 「バリアフリー法」、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」の整備基準に適合させること。また、既存施設であっても、ソフト面での対応を含めて、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき見直すこと
- 県、市町の公共事業などのまちづくり関係施策に対する協力
- 公共的空間や、観光地等に関わる事業者等は連携して、ソフト面もあわせて、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき見直すこと

4

5

(2) 移動しやすいまち

6

○ 目指す方向

- ① 「バリアフリー法」や「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」などに定める基準への適合を促進し、個々の施設整備にとどまらず、だれもが安全で快適に移動できる線的、面的基盤の整備を推進します。
- ② だれもが安心して移動しやすいまちづくりを進めるために、公共交通機関や道路等における必要な整備を推進します。
- ③ 国、県、市町等の道路管理者および交通事業者は一層連携して、だれもが円滑に移動できるような交通ネットワーク形成を図ります。
- ④ 様々な場面で利用者の声反映される機会の確保や参画する仕組みづくりを検討し、だれもが気軽に外出できるよう、ユニバーサルデザインの考え方にに基づいた地域の公共交通、休憩できる場所、公衆トイレ、信号機等の整備を計画的に進めます。また、案内標識や案内表示についても、だれもが簡単に理解で

きる表示方法や色彩、設置場所などに配慮して整備するよう努めます。

⑤

すべての人にとってわかりやすく使いやすい交通の実現に向けた交通施設のユニバーサルデザイン化の促進により、だれもが便利に出発地から目的地まで様々な交通機関を円滑に組み合わせて利用できる、シームレスな(継ぎ目のない)交通体系を構築します。

1

2

○ 県における具体的な取組例

- 安全で安心して利用できる歩道等の構造等を示した「近江の道づくりマニュアル」に基づく、段差や勾配などに配慮した歩道等の整備
- バリアフリー法に基づく重点整備地区内の特定道路について、スムーズに移動でき、暮らしやすいまちづくりのために、面的な道路のバリアフリー化を推進
- バリアフリー基本構想に基づき必要性の高い場所を選定し、音響式信号機などを整備
- 国のバリアフリー化方針に基づき、鉄道駅のエレベーターや内方線付き点状ブロックの整備等について、市町と連携して鉄道事業者を支援
- 国との協調支援の仕組みにより、公共交通移動等円滑化基準に適合したバス車両への転換が進むよう、路線バスの車両購入に対しバス事業者へ補助
- 地方バス路線の運行を確保するため、路線バス事業者やコミュニティバス等の運行事業を行う市町に対する補助
- 地域の生活交通を確保するため、交通不便地を対象としたデマンド運行型のコミュニティバス等の運行事業を行う市町に対する補助

3

4

○ 市町に期待される取組例

- 積極的な情報公開と、計画段階から事業実施後も、地域住民や道路利用者等との協働による住民参加型の道づくり、および様々な分野からの意見をもとに、行政間で連携した道路整備の推進
- 利用者によって相反するニーズに対して、様々な意見を聴きながらユニバーサルデザインの考え方を取り入れた歩道の設置基準を策定
- 「バリアフリー法」に基づく基本構想の策定を進め、駅の整備だけでなく、駅を中心とした駅前広場や周辺道路の連続的、一体的な整備の促進
- 事業者等と連携した地域における公共交通のあり方検討、旅客施設等の建築設計面でのユニバーサルデザイン普及に向けたガイドライン等の作成
- 駅舎のユニバーサルデザイン化、路線バスにおける低床バス導入に対する支援
- 身体障害者等の自動車免許取得、自動車改造・購入に対する支援
- 重点整備地区を中心とした歩道の設置、段差や勾配解消、舗装面の改修や電線の地中化等の推進

- 積雪による歩道幅員の減少や凍結による転倒の危険性の増大等、冬季特有の障害について、駅、市街地、通学路等特に安全で快適な歩行空間の確保が必要な箇所における歩道等の除雪の重点的实施、および地域の協力体制づくりの推進
- 視覚障害者用付加装置、高齢者等感応信号機、歩行者用支援装置、歩行者感応信号機、昇降装置付立体横断施設等の整備
- 視覚障害者の移動の安全、利便性を支援する歩行者音声案内システムに関して、地域の特性に応じたシステムの有効性や適切な案内情報の提供方法を検討するための社会実験の実施
- 道路や施設の案内表示について、関係機関と連携したユニバーサルデザインの観点での整備(内容、表示方法、色彩、設置場所、連続性、絵文字・外国語・ふりがなの併記等)
- バリアフリートイレの設置状況把握と、そのマップ作成や設置の計画的促進

1

2

○ 県民に期待される取組例

- 公共交通機関や道路の整備等に関して意見等を積極的に提案
- 歩道や点字ブロックの上に自転車を置く、車いす使用者駐車区画に車いす使用者でない人が駐車するなど、移動の妨げとなる行為をしないこと
- 困っている人を見かけたら自ら積極的に声をかけ、手助けすること
- 公共交通機関をできるだけ利用すること
- 歩道清掃、除雪等への協力
- いつも公衆トイレが気持ちよく使えるよう維持管理への協力

3

4

○ 事業者・民間団体に期待される取組例

- 利用者の声を聴き、だれもが利用しやすい旅客施設の整備を行うこと
- 旅客施設や道路等の整備に携わる事業者として、施設の管理者に対し、ユニバーサルデザインの観点に基づく必要な改善等の提案
- 交通機関や道路の整備等に関して意見や提案等を求められる場への積極的な参加
- 民間団体にあっては、旅客施設や道路等について利用しやすいさをチェックし、交通事業者や道路管理者に改善を要望すること
- 施設整備を行う場合には、行政や他の事業者等と連携して周辺との連続性に配慮するとともに、利用者が鉄道とバスなど複数の交通機関を乗り継ぐ際などにも、旅客施設の中で円滑に移動できるよう十分配慮すること
- 「バリアフリー法」、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」の整備基準に適合させるよう努めること。また既存施設であっても、ソフト面の対応も含めて、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき見直すこと(再掲)

- 鉄道駅におけるホーム柵、エレベーター等の設置などによる一層のバリアフリー設備整備
- 歩道パトロールの実施、歩道の段差解消

(3) 快適に過ごせる住まい

○ 目指す方向

- 「住まい」のユニバーサルデザインに関する情報を積極的に提供するとともに、住民に身近な相談窓口が有効に活用されるよう努めます。また、住宅のつくり手などには、ユニバーサルデザインについて啓発したり知識を広めます。
- ①
 - ② 公共賃貸住宅のユニバーサルデザイン化を率先して推進します。

○ 県における具体的な取組例

- バリアフリー化等のリフォームに係る相談体制の充実や幅広い世代の方を対象にしたセミナーの開催等による啓発
- 住宅確保要配慮者²であることを理由に入居を拒まないセーフティネット住宅の普及や登録促進
- 県営住宅においてエレベーターの設置や段差の解消、手すりの設置等、ユニバーサルデザインに配慮した整備の推進
- 応急仮設住宅において高齢者や障害者が快適に過ごすことができるように段差解消のためのスロープなどの設置

○ 市町に期待される取組例

- ユニバーサルデザインを導入した公営住宅整備
- 災害に強い建物づくりの推進

○ 県民に期待される取組例

- 住宅建設や改造等の際は、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、住む人の状況等が変わっても改修可能なようにあらかじめ配慮
- 住宅事業者や行政などに対して、住宅や住宅設備の改善点等について提案

² 「住宅セーフティーネット法」および省令に定めのある方に加え、以下の方を対象と定めている。
 指定難病患者・要介護要支援認定を受けている者・児童養護施設退所者・犯罪をした者等・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援を行う者・海外からの引揚者・新婚世帯・原子爆弾被爆者・戦傷病者、LGDB・UIJ ターンによる転入者・妊婦・被災地からの避難者(発災後3年以内)
 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例 抜粋
 (3) 障害を理由とする差別 正当な理由なく障害または障害に関連する事由を理由として障害者に対して行う次に掲げる行為または合理的配慮を行わないことをいう。
 ク 不動産の取引を行う場合において、不動産の売却もしくは賃貸、賃借権の譲渡もしくは賃借物の転貸を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。

1

2

○ 事業者・民間団体に期待される取組例

- ユニバーサルデザインの考え方により建設したモデル住宅の展示
- 建築主にユニバーサルデザインの趣旨を説明し、理解を得ること
- 建築や販売を行った住宅の居住者から意見等を聴き、調査研究と今後の取組への反映
- 利用しやすい住宅設備などユニバーサルデザインの考え方を取り入れた「住まい」の調査研究
- ユニバーサルデザインの考え方による住宅の整備およびその普及啓発

3



画像5 滋賀県車いす使用者等用駐車場
思いやり区画(左)車いす優先区画(右)



画像6 ノンステップバス



画像7 音響付き信号機



画像8 車道との段差に配慮した歩道

3 だれもが使いやすいものづくり

(1) 製品開発

○ 目指す方向

- ① 利用者の意向を反映し、身体的な特性や障害に関わりなく、だれもが使いやすい「ものづくり」をめざす研究機関や事業者等の取組を促し、開発と普及に努めます。
- ② 事業者に対して、ユニバーサルデザインへの理解と製品開発につながるよう働きかけを行います。
- ③ 地域で暮らす身体障害のある人が、速やかに生活復帰や社会参加を果たし、豊かな生活が送れるよう、福祉用具の普及啓発を行うとともに、身体障害のある人の意思を尊重し、その人にあった補装具の支給への支援をします。

○ 県における具体的な取組例

- 県内事業者に対するユニバーサルデザインについての研修やセミナーの実施
- 福祉用具の開発、改造の支援および研修等の実施

○ 市町に期待される取組例

- 県内事業者に対するユニバーサルデザインについての研修やセミナーの実施

○ 県民に期待される取組例

- 企業の製品開発試用モニター等への積極的な参加
- 利用者、事業者、研究者、行政などが情報交換を行う交流会等への参加

○ 事業者・民間団体に期待される取組例

- 利用者の意見を絶えず取り入れ、よりユニバーサルデザインへと進化していくような製品づくりや流通の整備
- ユニバーサルデザインの考え方、それに基づく製品開発、流通を図るため、事業者、団体でのガイドライン等の作成
- 大学、デザイナー、企業等で構成される研究会による、実際の製品をモデルとしたユニバーサルデザイン対応製品の開発、およびその実例の中小企業者への紹介
- 利用者、事業者、研究者、行政などが情報交換を行う交流会等への参加

1 (2) 製品の利用促進

2 ○ 目指す方向

- ① ユニバーサルデザイン化された製品についての情報を広く提供していきます。
- ② 県におけるユニバーサルデザイン化された製品の公共調達を推進することで、事業者によるユニバーサルデザイン製品の供給を促します。

4 ○ 県における具体的な取組例

- イベント開催時におけるユニバーサルデザイン製品の展示など普及促進

6 ○ 市町に期待される取組例

- 様々な広報媒体を活用した、ユニバーサルデザイン製品の情報提供
- イベント開催時におけるユニバーサルデザイン製品の展示など、いろいろな機会、方法を通じた普及啓発
- 物品購入における、ユニバーサルデザイン製品を積極的に購入するような仕組みづくり

8 ○ 県民に期待される取組例

- ユニバーサルデザイン製品の積極的な購入、利用
- 使いやすいユニバーサルデザイン製品の普及
- ユニバーサルデザイン製品を使用しての意見や提案を事業者に伝えること

10 ○ 事業者・民間団体に期待される取組例

- ユニバーサルデザイン製品のコストダウンによる販売促進



画像9 ユニバーサルデザインフード（日常の食事から介護食まで幅広く食べやすさに配慮した食品のこと。画像は歯ぐきでつぶせるハンバーグ）

4 だれもが満足できるサービス・情報の提供

(1) 利用しやすいサービスの提供

○ 目指す方向

- | | |
|---|--|
| ① | 利用者の特性や違いに対応したコミュニケーション手段を取り、また、他の部署や機関と連携しながら、多様できめ細かなサービスの提供に努めます。 |
| ② | 行政、事業者側における積極的な情報公開、情報提供を進めます。 |
| ③ | だれもが等しく文化芸術やスポーツ等に親しめるよう、環境の整備等に取り組みます。 |
| ④ | イベントや会議等のユニバーサルデザイン化を図ることで当事者参画を推進します。 |

○ 県における具体的な取組例

- 幅広い世代に対する消費者啓発とともに、年齢層や特性に応じた媒体を活用して、実際の被害事例など消費生活に関する情報を提供
- 消費者の年齢層や特性に応じ、様々な場面で活用できる啓発資料等を作成・配布
- 読書バリアフリーの普及啓発
- 当事者等による県内鉄道駅および宿泊施設のバリアフリー調査結果のホームページによる情報提供
- 県立美術館における、受付に筆談具の配置、幼児向けの展覧会ガイドブックの制作、学校の団体鑑賞受入れ、展覧会において「触れる展示」の実施
- 琵琶湖博物館における、車いすでも利用しやすい展示、読みやすい解説パネル、「においの展示」や「触れる展示」の実施
- 県立図書館における、外国にルーツを持つ人々の母語で書かれた資料の収集整備・提供等の多文化サービスの実施
- 県立図書館における大活字本・朗読CD等、「アクセシブルな資料」の収集整備や、対面朗読等の障害者等サービスの実施

○ 市町に期待される取組例

- 現在の行政サービスの改善点等について、ユニバーサルデザインの視点から点検を行い、必要な見直しの実施、また手続きの簡素化、ワンストップサービスの導入など、一層のサービス向上
- 異なる行政機関の間での連携または提携
- 積極的に県民の生の声を聴き、意見を交換し、施策に反映させることによる、県民のニーズによりの確に答える行政サービスの提供

- 手話通訳者の配置や車いすの準備
- 各種選挙における投票所の車いす用記載台、スロープ等の整備や導入促進、だれもが投票しやすい案内等

1

2

○ 県民に期待される取組例

- ユニバーサルデザインを取り入れたサービスとは何かを考え、ユニバーサルデザインサービスへの改善に向けた提言
- ユニバーサルデザインに関する意見や提案を求められる場への積極的な参加

3

4

○ 事業者・民間団体に期待される取組例

- 自らのサービスの顧客満足度等からの評価とその結果に基づく実践
- ユニバーサルデザインの考え方による優良なサービスを提供する企業等の情報収集とその応用
- ユニバーサルデザインサービスガイドライン等の作成、またその普及啓発
- 必要に応じて、手話のできる係員等の配置や車いすの準備
- 高齢者、障害者、子どもを連れた人などに対し、災害や病気などの緊急時にも十分対応できるような接客係員の適正配置

5

1 (2) わかりやすい情報の提供

2 ○ 目指す方向

- | | |
|---|--|
| ① | 情報保障の確保のため、情報発信や申請手続き等について、よりわかりやすく、だれもが利用できるよう、アクセシビリティ(利用しやすさ)を高めます。 |
| ② | 利用者から求められている情報の把握に努め、ニーズに合った情報を、正確に、わかりやすく、様々な媒体を活用して提供するよう努めます。 |
| ③ | 公共空間における表示等について、よりわかりやすく、だれにとってもやさしいデザインの導入を進めます。 |
| ④ | ICT を活用した情報発信を進めるなど、様々な利用者が迅速かつ的確に情報を得られる環境整備を進めます。 |
| ⑤ | 非常災害時に、高齢者や障害者、外国人など、だれもが的確に行動し、安全を確保できるように配慮した防災情報の提供、防災訓練の実施や参加の促進をはじめとした防災体制の整備に努めます。 |

3 ○ 県における具体的な取組例

- | | |
|---|---|
| ● | 県民の理解と信頼を得られるように、データや根拠を示し、できる限り専門用語を避けるなど、受け手の視点に立って分かりやすく表現 |
| ● | だれもが重要な県政情報を得られるように、手話通訳や字幕の挿入など、情報アクセシビリティの向上 |
| ● | 意思疎通支援を円滑に実施するための手話通訳者、要約筆記者の養成研修 |
| ● | 情報の受け手のメディア利用傾向に応じた適切な媒体を組み合わせて発信 |
| ● | 情報弱者が生じないように、WEB媒体を活用した広報のみではなく、紙や電波媒体も活用 |
| ● | 字の大きさやフォント、配色、点字など、障害特性に配慮した行政情報の提供 |
| ● | 県に対して、意見が伝えにくい環境にある方については、関係団体を介するなどの方法により、意見を収集 |
| ● | 文化施設やイベントのサービス提供などを伝えるアイコンを作成 |
| ● | 関係機関と連携した多言語による行政・生活情報の発信 |
| ● | デジタル機器に不慣れな高齢者等を地域で継続して支援する「おうみデジタル活用サポーター」の養成 |
| ● | 視覚障害のある人への情報バリアフリーとして、県が作成するリーフレットなどの印刷物の音声コードの付記 |

5 ○ 市町に期待される取組例

- | | |
|---|--|
| ● | 情報提供について、広報誌、テレビ、ラジオ、インターネットなど様々な手段の活用 |
| ● | 点字版、テープ版の広報誌発行、広報番組における手話通訳や字幕放送の実施 |

- 高齢者や視聴覚障害者、外国人等、情報が伝わりにくい人への ICT の活用、点字、音声、多言語、絵文字などの手法の用意
- 災害時等の緊急情報を円滑、迅速に提供するシステムづくり
- 色彩や文字の大きさ、音声読み上げソフトに配慮したホームページ作成等、音声情報提供の充実
- だれもが ICTに関する基礎的な知識や技術の習得ができることを目指したICT学習支援

1

2

○ 県民に期待される取組例

- 情報をユニバーサルデザイン化していくことについての意見等の積極的な提案
- 点訳・音訳、IT ボランティア、通訳ボランティアなどによる情報提供への支援

3

4

○ 事業者・民間団体に期待される取組例

- 情報の受け手との双方向のコミュニケーションを想定した情報発信
- 情報関連企業は、各分野で受け手に対してユニバーサルデザインを取り入れたうえでの情報発信
- 高齢者や視聴覚障害者、外国人等、情報が伝わりにくい人への情報提供については、ICTの活用、点字、音声、多言語、ピクトグラムなどによる手法の用意
- だれもが必要とする様々な情報を適切に提供できるよう、字幕放送または手話通訳挿入、副音声放送などの放送の拡充

5



画像10 わかりやすいサイン

ユニバーサルデザインの2つの原則

【その1】 ユニバーサルデザインの7原則

【原則1】 だれでも公平に利用できること(公平性)

広くて段差のない歩道は、みんなが快適に通れます。また、床が低くてスロープを備えたバスなどは、だれもが利用しやすくて便利です。

【原則2】 いろいろな方法を自由に選べること(自由度)

エレベーターに高さの違うボタンがあると、背の高さに関係なく使えます。また、エレベーターやエスカレーター、階段が近くであれば、好きな方法を選んで上り下りできます。

【原則3】 使い方が簡単ですぐわかること(単純性)

レバー式の蛇口などは見ただけで使い方が分かりますし、簡単に水の量や温度の調節ができます。

【原則4】 必要な情報がすぐ理解できること(わかりやすさ)

大きな絵で表示された案内板は、何を表しているか直感的に分かります。

【原則5】 うっかりミスが危険につながらないデザインであること(安全性)

倒れたら自動的に電気が切れる電気ストーブや、扉を開けると停止する洗濯機などは、安全に安心して利用できます。

【原則6】 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に利用できること(省体力)

取出口が中央の高さにある自動販売機などは、体に負担をかけずに楽に利用できます。

【原則7】 使いやすい寸法・空間になっていること(スペースの確保)

通路幅の広い改札機であれば、多くの荷物を持った方や、体格の大きな方、ベビーカーを押している方でも無理なく通ることができます。

3
4
5

【その2】 アクセシビリティとインクルージョンの基本原則

3) 本ガイドラインの背景となるアクセシビリティとインクルージョンの基本原則

本ガイドラインの背景にある基本原則は、IPC ガイドが基本原則として掲げる「公平」、「尊厳」、「機能性」の3つである。

「公平」

すべての人々が、個人の身体的・機能的な状態に関係なく、同じ水準のサービスを受けられることを保障する。

適切な博覧会会場の設計、運営に関わる諸計画の整備、トレーニングを受けたスタッフ・ボランティア等により、来場者はすべて同じ水準の体験を共有し、同等のレベルでプライバシーが守られ、安全が確保される。

「尊厳」

博覧会の施設やサービスを利用するすべての人々を尊重し、その個人の尊厳を損なわない方法で、博覧会を運営する。

会場の設計と博覧会運営に関わる諸計画においては、来場者が自分のペースと自分に合った多様な方法を選択できるように準備する。

「機能性」

博覧会時の会場内の施設やサービスは、障がいのある人を含めたすべてのステークホルダーのニーズを満たすことを保障する。

出典：施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン【改定版】(日本国際博覧会協会)